

# 排水設備指定工事店 申請書類確認表（個人）

## 「名称・代表者」の変更に必要な添付書類

添付書類		チェック
1	塩尻市公共下水道指定工事店変更等届(様式第9号(第12条関係))	
2	誓約書	
3	住民票の写し	
4	塩尻市公共下水道指定工事店証(書換え・再交付)申請書(様式第4号(第8条関係))	
5	旧指定証	
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

様式第9号(第12条関係)

塩尻市公共下水道排水設備指定工事店変更等届

年 月 日

(あて先)塩尻市長

指定番号 第 号  
指定工事店名  
代表者氏名 印

塩尻市公共下水道条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事由	新		旧	
ふりがな 営業所の名称				
所在地				
責任技術者の登録 番号及び氏名	第 号		第 号	
	第 号		第 号	
	第 号		第 号	
組 織				
ふりがな 代 表 者				
電 話 番 号				

[添付書類]

指定(更新)申請の際に提出した次の書類の内容に変更があった場合は、変更後の当該書類を添付すること。

- 1 塩尻市公共下水道条例第7条第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 2 申請者の住民票記載事項証明書及び経歴書又は法人にあつては登記事項証明書、定款の写し及び役員についての前項に定める書類
- 3 営業所の平面図及び付近見取り図(様式第2号の2)並びに写真
- 4 専属責任技術者名簿(様式第2号の3)及び責任技術者証の写し並びに雇用関係を証する書類
- 5 排水設備工事の施行に必要な機械器具を有していることを証する書類

[備考]

指定工事店証の記載事項に変更があった場合は、様式第4号の申請書を提出すること。

## 誓 約 書

塩尻市長 小 口 利 幸 様

本営業所並びに本営業所の役員及び専属する責任技術者は、  
塩尻市公共下水道条例第7条第4号ア～カのいずれにも該当  
しない旨誓約します。

年 月 日

(社名)

印

### 【抜粋】塩尻市公共下水道条例第7条

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が別に定めるもの
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 第10条第5項の規定により責任技術者の登録を取り消されてから2年を経過しない者
- エ 第16条の規定により指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過しない者(法人にあっては、その役員を含む。)
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 【抜粋】塩尻市公共下水道条例施行規程第7条の2

条例第7条第4号アに規定する管理者が別に定める者は、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。

様式第4号(第8条関係)

塩尻市公共下水道排水設備指定工事店証(書換え交付・再交付)申請書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申 請 者	指 定 番 号	第 号		
	ふりがな 営業所の名称 及び所在地			
	ふりがな 代 表 者 氏 名		印	

塩尻市公共下水道排水設備指定工事店証の(書換え交付・再交付)を受けたいので、次のとおり申請します。

書換えの理由及び内容又は紛失の理由及び経過
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----

[添付書類]

- 1 書換え交付の場合
  - (1) 書換えを必要とする事由を証する書類
  - (2) 指定工事店証
- 2 紛失した場合  
始末書